

## 農地法 第3条許可申請 必要書類一覧

○3条の許可申請書の提出は、毎月10日締切（締切日が閉庁日の場合はその次の開庁日）です。

書類名	部数	チェック
農地法第3条の規定による許可申請書	申請人(譲渡人・譲受人)の数+1部	
農地法第3条の規定による許可申請書（別添）	1部	
土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）	原本1部	
土地の公図 土地の一部を申請する場合は、その範囲を朱線等で囲い場所を特定すること	原本1部	
譲受人の住民票謄本	原本1部	
譲受人の営農計画書	1部	
契約書（土地の売買・贈与・賃貸借・使用貸借）	写し1部	
申請地の位置図（インターネットで取得した地図、ゼンリン等）	写し1部	
譲受人及び譲渡人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）	写し1部	
譲受人の耕作証明書 譲受人の住所が市外にあり、かつ、現在耕作している農地がある場合に提出 耕作証明書は住所のある市町村農業委員会で取得	写し1部	

必要に応じて添付すべき書類		部数	チェック
委任を受けて代理で申請手続きを行う場合	委任状 委任者（譲受人・譲渡人）の氏名は自署とすること	原本1部	
	代理人の本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）	写し1部	
譲受人又は譲渡人が法人の場合	法人登記簿	原本1部	
	会社の定款（原本証明されているもの）	写し1部	
	組合員名簿又は株主名簿 譲受人が農地所有適格法人の場合に提出	写し1部	
その他	・ 相続未登記の場合：法定相続人の続柄を証明する書類（相続系譜図、戸籍謄本及び遺産分割協議書）	写し1部	
	・ 譲渡人の現住所が、登記事項証明書に記載の住所と異なる場合：住民票抄本又は戸籍の附票	原本1部	
	・ 大農機具を新規で導入又はリースする場合：融資証明書又は残高証明書(通帳の写し可)	写し1部	